

精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療

(精神通院) の同時申請について

精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院）を同時に申請する場合は、精神障害者保健福祉手帳用診断書を添えて申請してください。

- **自立支援医療（精神通院）支給認定申請書**
 - 用紙は障害福祉課にあります。
- **精神障害者保健福祉手帳用診断書**
 - 指定自立支援医療機関の指定医が作成したもの。
 - 初診日から6か月経過後に申請することができます。
 - 診断書の作成日3か月以内に手続きしてください。
- **健康保険証**
 - 生活保護受給中の方は生活保護受給者証を持参ください。
- **市町村民税の額が確認できる書類（市町村民税課税証明書、市町村民税非課税証明書など）**
 - 水戸市で課税を確認できる方、生活保護受給者は不要です。
市外から転入した方がいる場合や被保険者の住民票が市外にある場合は、課税証明書が必要になることがありますので、ご注意ください。
 - 国民健康保険加入者：国民健康保険加入者全員分の課税状況を確認します。
 - 国民健康保険以外の保険加入者：被保険者の課税状況を確認します。
 - 非課税の方は1年間の収入額を確認できる書類（口頭申告可）
- **精神障害者保健福祉手帳申請書**
 - 用紙は障害福祉課にあります。
- **顔写真1枚（縦4cm×横3cm）**
- **印鑑（障害者本人が窓口で申請書を記入する場合は不要です。）**
- **自立支援医療受給者証**
 - 現在お持ちの方のみ。
- **精神保健福祉手帳**
 - 現在お持ちの方のみ。

申請の際には個人番号を確認しております。

詳しくは裏面をご覧ください。

【個人番号の確認について】

申請手続き時には、申請書の個人番号確認と、本人確認を行いますので確認書類の提示をお願いします。

① 【個人番号が確認できる書類の例】

マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票 など

② 【本人確認できる書類の例】

- 一つの提示で確認できるもの

マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真あり） など

- 二つ以上の提示で確認できるものの例

健康保険証、年金手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、自立支援医療（精神通院）受給者証 など

<問い合わせ先>

〒310-8610 水戸市中央1-4-1

水戸市福祉部障害福祉課給付係

電話 029-232-9173 FAX 029-221-4447